

第4章 良好な景観形成のための行為の制限

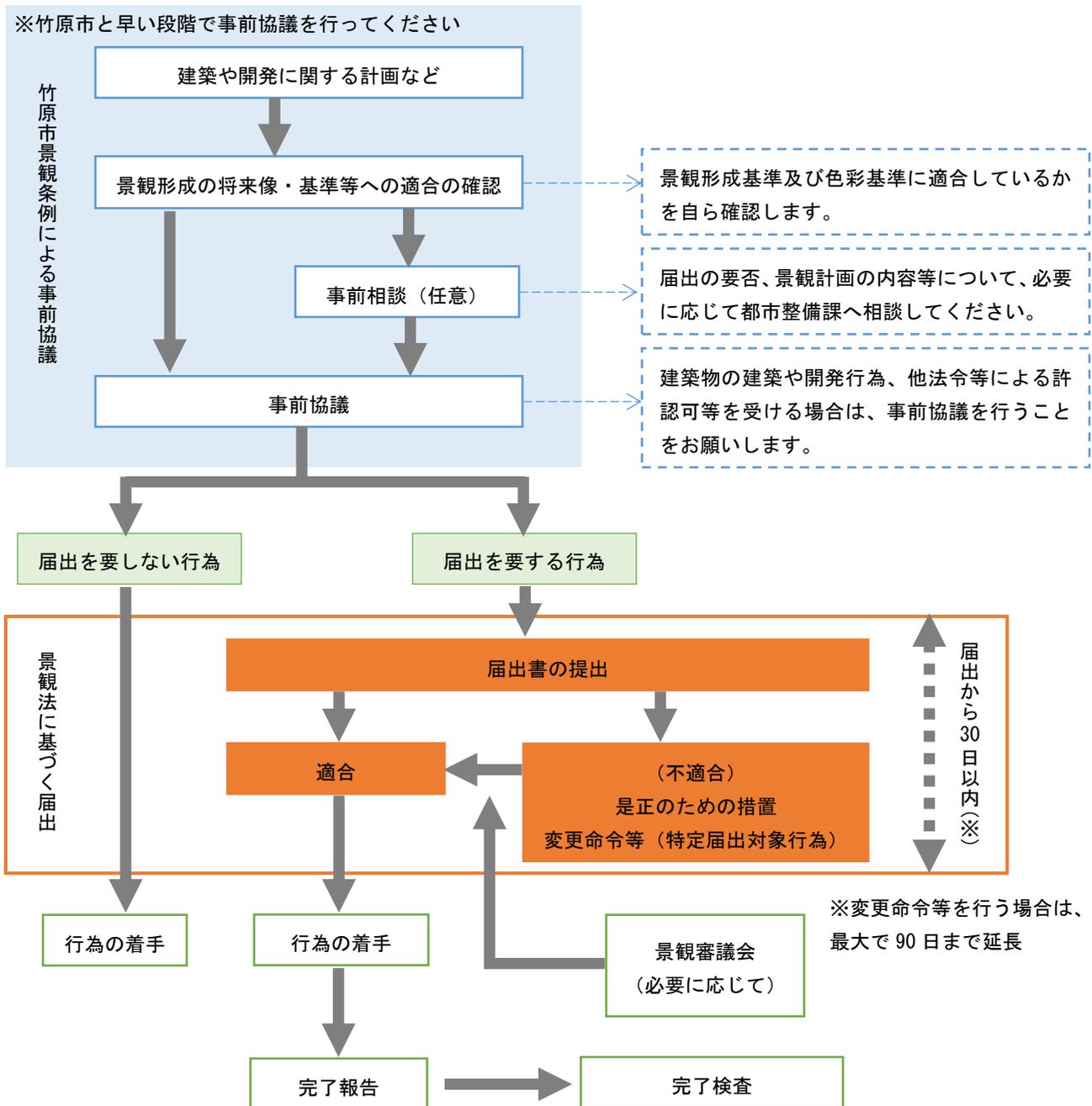
1 景観法に基づく届出

景観法の「届出制度」に基づき、景観形成に影響を及ぼす一定の建築等の行為については、行為に着手する前に竹原市へ計画を届け出るものとします。

(1) 届出の流れ

届出対象行為（「(2) 届出の対象となる行為」参照）について、景観法の届出に先立ち、竹原市と事前協議することができます。

協議にあたり、届出する者は第3章の竹原市が目指す景観づくりを十分に理解した上で、景観形成基準に基づき、届出書を作成します。



(2) 届出の対象となる行為

景観計画区域内（竹原市全域）において、以下に該当する行為については、景観法第16条に基づく届出を行うものとします。ただし、文化財保護法や風致地区条例などの他法令が適用される行為や仮設の建築物等は届出が不要となります。

行為	届出の対象	適用除外
建築物の新築、増築、改築、移転、撤去	・高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるもの	(1) 通常の管理行為又は軽易な行為 (2) 国、地方公共団体及び別に定められた公共的団体の行為 (3) 文化財保護法の文化財に関する規定により許可、届出を要する行為 (4) 竹原市伝統的建造物群保存地区保存条例により、許可を要する行為 (5) 自然公園法の特別保護地区、特別地域の規定により許可を要する行為 (6) 都市計画法の地区計画の規定により届出を要する行為 (7) 広島県立自然公園条例、風致地区における建築等の規制に関する条例により許可を要する行為 (8) 広島県自然環境保全条例、広島県文化財保護条例により許可、届出を要する行為 (9) 広島県自然海浜保全条例により届出を要する行為 (10) 令和4年7月30日までに「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例」に基づき既着手行為
工作物の新築、増築、改築、移転、撤去	・次表の工作物の区分*に従い、次のとおりとする。 a：高さ5m及び長さ10mを超えるもの b：高さ13m又は築造面積1,000㎡を超えるもの c：高さ20mを超えるもの	
建築物、工作物の外観の変更	・上記の建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転、撤去に係る事項に該当する施設のうち、外観を変更することとなる部分の垂直投影面積の合計又は水平投影面積の合計がそれぞれ10㎡を超えるもの	
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採、土石等の採取	・地形の外観の変更に係る土地の面積1,000㎡又は法面若しくは擁壁の高さ5m及び長さ10mを超えるもの	
土地の区画形質の変更	・区画形質の変更に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの ・法面又は擁壁が高さ5m及び長さ10mを超えるもの	
屋外における物品の集積、貯蔵	・集積、貯蔵の高さ5m又は土地の面積1,000㎡を超えるもの	

※工作物の区分

a	・擁壁、さく、塀、その他これらに類するもの
b	・広告塔、広告板その他これらに類するもの ・電波塔、物見塔、装飾塔その他これらに類するもの ・煙突、排気塔その他これらに類するもの ・高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの ・鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱、アンテナその他これらに類するもの ・観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設 ・自動車車庫の用に供する立体的な収納施設 ・汚水処理施設、ごみ処理施設、汚物処理施設、排水処理施設その他これらに類するもの ・太陽光発電設備、風力発電設備等の再生可能エネルギー発電設備その他これらに類するもの ※ただし、太陽光発電設備・風力発電設備については、他法令において設置が禁止されている区域・許可が必要な区域が別途指定されている場合があります。
c	・彫像、記念碑その他これらに類するもの ・電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線（電柱等これらの支持物を含む。）、その他これらに類するもの ・屋外に設置されたクレーン等の生産設備その他これらに類するもの

重点地区は、地区内の建築行為の実態を把握し、不適切な建築行為を実施する場合に勧告等の措置をとれるよう、建築行為に対して規模を限定せず届出を必要とします。また、後述する景観形成基準にある地上設置型の太陽光発電設備の設置実態を把握するため、太陽光発電設備についても規模を限定せず届出を必要とします。その他の工作物や行為については景観計画区域全域の届出対象行為に準拠します。

行為	届出の対象
建築物の新築、増築、改築、移転、撤去、外観の変更	・ <u>規模を限定しない。</u>
太陽光発電設備*の新築、増築、改築、移転、撤去	・ <u>規模を限定しない。</u>

※地上設置型の太陽光発電設備に限る。ただし、町並み保存地区周辺地区においては地上設置型を含む全ての太陽光発電設備（太陽熱温水器を含む）を対象とする。

(3) 特定届出対象行為

届出対象行為のうち、建築物の建築や工作物の建設等については、条例により特定届出対象行為として定めることができます。特定届出対象行為は、景観形成基準のうち、形態意匠の制限に適応しない場合、変更命令を行うことが可能となります。

本市では、重点地区町並み保存地区周辺地区の“建築物の新築、増築、改築、移転、撤去、外観の変更”を特定届出対象行為とします。

2 景観形成基準

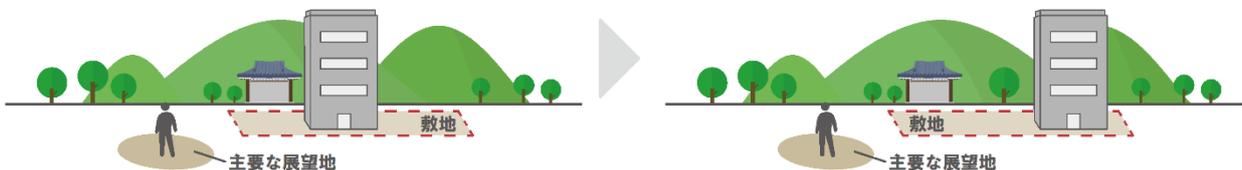
景観計画区域を対象として、「1 景観法に基づく届出」に該当する行為について、景観づくりの基準を示します。

(1) 景観計画区域（竹原市全域）

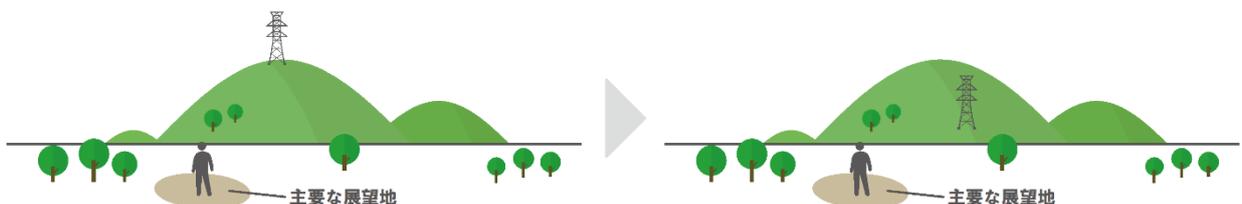
① 共通事項

事項	景観形成基準
① 基本的遵守事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画に定める「第3章 竹原市が目指す景観づくり」の内容に沿ったものとするよう努める。 ・地域の個性および特性を尊重しながら、周辺の景観との調和に配慮し、優れた景観の形成を図る。 ・周辺の景観に著しい影響を及ぼす可能性がある行為について、当該行為に係る計画の内容書等を準備するとともに、その周辺地域の状況を、パース、模型、カラー合成写真、コンピュータ・グラフィック等で分析するなど、周辺の景観に与える影響の検証に努める。 ・法令や協定等に基づく景観形成の基準がある場合は、その内容を遵守する。
② 位置	<ul style="list-style-type: none"> ・次の地域及びその周辺地域にあつては、既存の景観資源を損なうことのないよう、また、主要な展望地からの眺望の妨げにならないよう、行為地の選定に当たって、特に配慮する。 (ア) 自然公園法等に基づく指定地域（大久野島周辺、長浜等） (イ) 竹原市を代表する景勝地 (ウ) 地域を代表する歴史的建造物等のランドマークのある地域（町並み保存地区、忠海市街地等） (以下 (ア)、(イ) 及び (ウ) を総称して「景勝地等」という。) ・行為地が、歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とするよう配慮する。 ・行為地が、主要幹線道路又は景勝地等に通じる主要道路等に接する場合は、できる限り当該道路等から後退した位置とする。（国道2号、国道185号、国道432号沿い等） ・行為地が、山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とする。
③ 敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内においては、既存の樹木等を活かしながら、できる限り豊かな緑化に努める。
④ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合は、施設間の調和及び周辺の景観との調和に配慮する。 ・屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、生け垣、塀、さく等を設け、道路から直接見通せない構造とする。 ・屋外照明は、過剰な光量とならないように配慮する。 ・行為の期間中は敷地周囲の緑化や工事塀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路等からの遮へいに努める。

■ 優れた景観資源に配慮した配置の例



■ 山稜の稜線に配慮した配置の例



②建築物

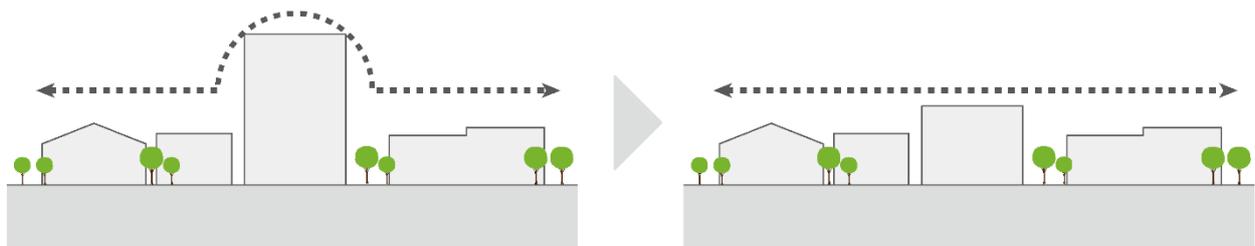
事項	景観形成基準
①形態	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の用途や土地利用等を勘案し、周辺の景観に調和する形態とするよう配慮する。 ・周辺に圧迫感を与えない形態とする。
②意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の用途や土地利用等を勘案し、周辺の景観に調和する意匠とするよう配慮する。 ・建築物の壁面設備及び屋上設備は、当該建築物との一体性が図られるよう意匠を工夫する。 ・建築物に設置する看板及び広告塔は、必要最小限の大きさ及び設置個所数にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に配慮する。
③色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の用途や土地利用等を勘案し、周辺の景観に調和する色彩とするよう配慮する。 ・基調となる色彩は、日本産業規格の色名（JISZ8102）に定める「有彩色の明度及び彩度の相互関係」に従い、落ち着いたある色調、無彩色又は素材色を用いるものとし、原則として、彩度の高い色の使用は避けること。ただし、周囲との調和が図られる場合は、明るい色調の使用は差し支えないものとする。
④素材	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の用途や土地利用等を勘案し、周辺の景観に調和する素材とするよう配慮する。 ・日本瓦や漆喰塗など、地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮するとともに、できる限り外壁等の材質は耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。
⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内においては、できる限り電線類を地中化する。ただし、やむを得ない場合にあっては、軒下配線等により、主要道路等から見えないようにする。

③工作物

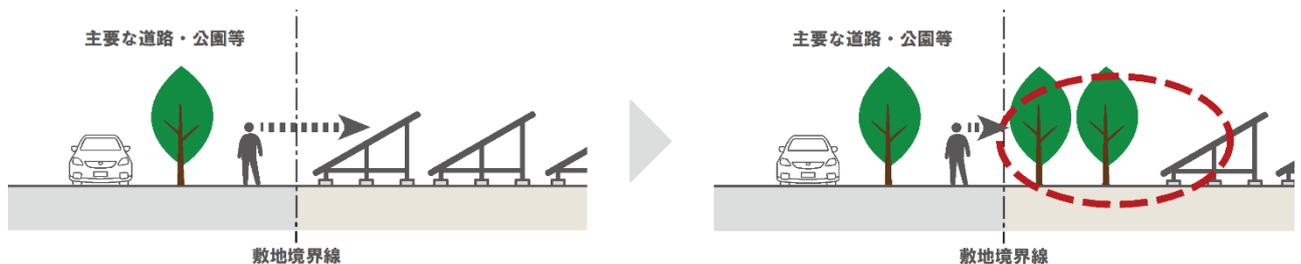
- ・原則として、建築物の事項及び基準に準じる。
- ・屋外広告物及び太陽光発電設備*等は、主要な展望地からの眺望の妨げとならないよう形態意匠や色彩等に配慮する。
- ・地上設置型の太陽光発電設備を設置する場合は、立地に対する防災上の観点から考慮しつつ、道路、公園、河川等の公共の用に供する場所から容易に望見されない位置に設けるか、生け垣や植栽等によって遮へいするなどの配慮を行う。

※太陽熱温水器含む

■周辺の建築物の規模と調和した配置の例



■周辺景観に配慮した太陽光発電施設の設置の例



④ 鉱物の掘採又は土石等の採取

- ・長大な法面、擁壁等を生じないように配慮する。ただし、やむを得ない場合は、次のことを工夫する。
 - (ア) こう配は、できる限り緩やかなものとする。
 - (イ) 周辺の景観と調和した形態及び材料とするよう配慮する。
 - (ウ) できる限り自然植生と調和した緑化等により修景する。
- ・跡地利用計画を考慮した行為の実施に心掛けるとともに、行為終了後、速やかに当該計画を実施する。
- ・前記の場合を除き、行為終了後は、周囲の地形と違和感が生じないように、その回復に努めるとともに、法面、擁壁等も含めて、自然植生と調和した緑化等により速やかな修景を行う。

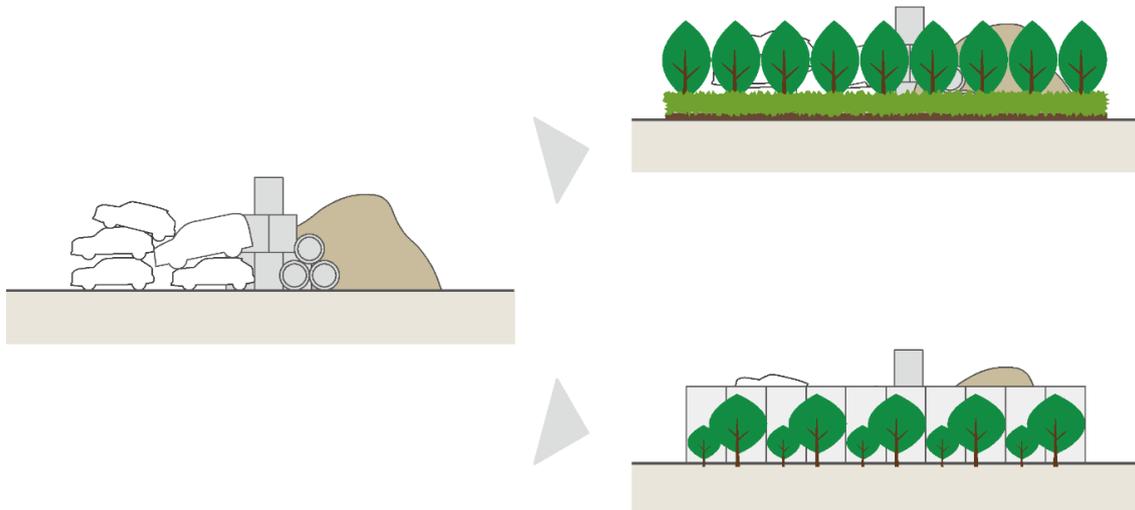
⑤ 土地の区画形質の変更

事項	景観形成基準
①変更後の形状	・ 鉱物の掘採又は土石等の採取の基準に準じる。
②その他	・ 行為終了後、土地の不整形な分割又は細分化は避ける。 ・ 埋立て又は干拓に当たっては、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等を工夫する。

⑥ 屋外における土石、廃棄物、物品等

事項	景観形成基準
①集積等の方法	・ 適切な集積又は貯蔵に努め、できる限り主要な展望地から見えないよう配慮する。
②遮蔽	・ 敷地外からの出入口は、できる限り限定するとともに、道路等の公共用地からできる限り見えにくい位置とする。
③その他	・ 鉱物の掘採又は土石等の採取の基準に準じる。

■ 周辺景観に配慮した廃棄物等の遮蔽の例



(2) 重点地区

【竹原駅前周辺地区】

竹原駅前周辺地区は、「まちなかを歩きたくなる、心地よさや親しみを感じる景観の形成」を目指しています。そこで、竹原駅周辺の賑わいや魅力創出に資する独自の景観形成基準を上乘せして定めます。

事項		景観形成基準															
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> 既存のノスタルジックな景観を阻害しないよう配慮するとともに、竹原駅前商店街及びその周辺の賑わいや魅力の創出に努める。 															
建築物	①形態	<ul style="list-style-type: none"> 商店街としての景観に調和する形態とするよう配慮し、奇抜なものは避ける。 周辺に圧迫感を与えない形態とする。 建築物の1階店舗部分では、<u>道路側をオープン（ガラス等）とする、閉鎖的なシャッターを設けない</u>など、賑わいを感じられる空間の形成に配慮する。 階高やひさしの高さは、<u>周囲のまちなみに合わせ</u>景観の連続性の維持を図る。 															
	②意匠	<ul style="list-style-type: none"> 商店街としての景観に調和する意匠とするよう配慮し、奇抜なものは避ける。 建築物の<u>壁面設備及び屋上設備は、できるだけ道路から見えない場所へ設置</u>する。やむを得ず見える場所へ設置するときは、当該建築物との一体性が図られるよう工夫する。 															
	③色彩	<ul style="list-style-type: none"> 次表に定める色彩基準を基本とし、周辺の建築物や景観に調和する色彩とするよう配慮する（色彩はP.49を参照）。 特に<u>建築物の低層部については、歩行者の視線を意識</u>し、一体的な景観形成を図るため、<u>統一感のある色彩とするよう配慮</u>する。 周辺景観との調和を図るため使用することが望ましい色彩を<u>推奨色</u>として示す。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基調色</td> <td colspan="3">基準色なし。 ただし、推奨色を超えた色彩を使用する場合は、周辺景観と調和するよう留意する。</td> </tr> <tr> <td>推奨色</td> <td>R、YR、Y系 その他</td> <td>3以上</td> <td>6以下 2以下</td> </tr> <tr> <td>強調色</td> <td colspan="3">基準色なし。 ただし、基調色に示す推奨色を超えた色彩を使用する場合は、周辺景観と調和するよう留意する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各色相の割合は1以上10以下とする。 ※彩度0（白、黒、グレー等の無彩色(N)）は明度の基準なしとする。</p>	項目	色相	明度	彩度	基調色	基準色なし。 ただし、推奨色を超えた色彩を使用する場合は、周辺景観と調和するよう留意する。			推奨色	R、YR、Y系 その他	3以上	6以下 2以下	強調色	基準色なし。 ただし、基調色に示す推奨色を超えた色彩を使用する場合は、周辺景観と調和するよう留意する。	
項目	色相	明度	彩度														
基調色	基準色なし。 ただし、推奨色を超えた色彩を使用する場合は、周辺景観と調和するよう留意する。																
	推奨色	R、YR、Y系 その他	3以上	6以下 2以下													
強調色	基準色なし。 ただし、基調色に示す推奨色を超えた色彩を使用する場合は、周辺景観と調和するよう留意する。																
工作物		<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物は<u>周辺の建築物や景観と調和する意匠、色彩等</u>とするよう配慮する。 地上設置型の太陽光発電設備等の設置は<u>原則禁止</u>とする。 															
その他		<ul style="list-style-type: none"> 快適な歩行者空間を創出するため、<u>民地部分のオープンスペース化</u>が図られるよう、建築物や工作物の配置を工夫する。 															

※この他景観計画区域の基準に準拠すること。

【竹原シンボルロード周辺地区】

竹原シンボルロード周辺地区は、「シンボルロードとしての竹原らしさと市街地の利便性を備えた良好な沿道景観の形成」を目指しています。そこで、シンボルロードとして国道432号・県道竹原港線沿道の魅力と活力向上に資する独自の景観形成基準を上乗せして定めます。

事項		景観形成基準															
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> ・シンボルロードとしての魅力や活力の向上と西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観の保全の両立に努める。 ・国道432号・県道竹原港線から見える建築物の低層部では、竹並木や黒煉瓦等の前面道路の景観に配慮するとともに、快適な歩行者空間の創出に努める。 															
建築物	①形態	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺建築物の壁面位置や前面道路の景観に配慮し、調和の取れた形態とする。 ・大規模なものとなるときは、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えないよう配慮する。 															
	②意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺建築物の壁面位置や前面道路の景観に配慮し、調和の取れた意匠とする。 ・建築物の壁面設備及び屋上設備は、できるだけ道路から見えない場所へ設置する。やむを得ず見える場所へ設置するときは、当該建築物との一体性が図られるよう工夫する。 ・建築物に設置する看板及び広告塔は、周辺の景観や西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮する。 															
	③色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・次表に定める色彩基準を基本とし、周辺の建築物や竹並木、黒煉瓦等の前面道路の景観に調和する色彩とするよう配慮する（色彩はP.50を参照）。 ・周辺景観との調和を図るため使用することが望ましい色彩を推奨色として示す。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基調色</td> <td colspan="3">基準色なし。 ただし、眺望景観を保全するため高さ13mを超える部分は町並み保存地区周辺地区の色彩基準に準拠する。</td> </tr> <tr> <td>推奨色</td> <td>R、YR、Y系 その他</td> <td>3以上</td> <td>6以下 2以下</td> </tr> <tr> <td>強調色</td> <td colspan="3">基準色なし。 ただし、眺望景観を保全するため高さ13mを超える部分は町並み保存地区周辺地区の色彩基準に準拠する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各色相の割合は1以上10以下とする。 ※彩度0（白、黒、グレー等の無彩色(N)）は明度の基準なしとする。</p>	項目	色相	明度	彩度	基調色	基準色なし。 ただし、眺望景観を保全するため高さ13mを超える部分は町並み保存地区周辺地区の色彩基準に準拠する。			推奨色	R、YR、Y系 その他	3以上	6以下 2以下	強調色	基準色なし。 ただし、眺望景観を保全するため高さ13mを超える部分は町並み保存地区周辺地区の色彩基準に準拠する。	
項目	色相	明度	彩度														
基調色	基準色なし。 ただし、眺望景観を保全するため高さ13mを超える部分は町並み保存地区周辺地区の色彩基準に準拠する。																
	推奨色	R、YR、Y系 その他	3以上	6以下 2以下													
強調色	基準色なし。 ただし、眺望景観を保全するため高さ13mを超える部分は町並み保存地区周辺地区の色彩基準に準拠する。																
工作物		<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物等は周辺の建築物や景観と調和する意匠、色彩とするよう配慮するとともに、西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観を保全するため、高さ13mを超える部分は町並み保存地区周辺地区の建築物の色彩基準に準拠する。 ・地上設置型の太陽光発電設備等の設置は原則禁止とする。 															

※この他景観計画区域の基準に準拠すること。

【町並み保存地区周辺地区】

町並み保存地区周辺地区は、「町並み保存地区とその周辺地域の連携した景観の保全」を目指しています。そこで、歴史的景観の保全に資する独自の景観形成基準を上乘せして定めます。

事項		景観形成基準																																											
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> 町並み保存地区とその周辺地域の景観の保全及び一体的な歴史まちなみ景観の形成に努める。 西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観の保全に努める。 																																											
建築物	①形態	<ul style="list-style-type: none"> 原則木造とする。ただし、規模等によりやむを得ず他の構造とする場合は、周辺の景観と調和するよう工夫する。 建築物の高さは原則10m以下とする。 屋根は勾配屋根とし、原則として瓦屋根とする。ただし、やむを得ない場合は、周辺の景観と調和する形態とする。 																																											
	②意匠	<ul style="list-style-type: none"> 外観は和風調とし、コンクリート、金属等の量感を感じさせないものとする。 建築設備等は、道路から見えない場所に設置する。やむを得ず見える場所へ設置するときは、当該建築物と一体性が図られるよう工夫する。 建築物に設置する看板及び広告塔は、周辺の景観や西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮する。 																																											
	③色彩	<ul style="list-style-type: none"> 次表に定める色彩基準を基本とし、周辺の建築物や景観に調和する落ち着いた色彩とするよう配慮する（色彩はP. 51～P. 52を参照）。 屋根は、西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観を保全するため、<u>彩度0（黒、灰色等の無彩色(N)）</u>とするとともに、周辺景観と調和するよう配慮する。 周辺景観との調和を図るため使用することが望ましい色彩を<u>推奨色</u>として示す。また、<u>基準色を超える色彩は禁止色</u>とする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">基調色</td> <td rowspan="2">R、YR、Y系</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3以上</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">推奨色</td> <td rowspan="2">R、YR、Y系</td> <td>2以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">強調色</td> <td rowspan="2">R、YR系</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3以上</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">Y系</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3以上</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">推奨色</td> <td>R、YR、Y系</td> <td>2以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以上</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各色相の度合いは1以上10以下とする。</p>	項目	色相	明度	彩度	基調色	R、YR、Y系	2	—	3以上	4以下	その他	2	—	3以上	2以下	推奨色	R、YR、Y系	2以上	2以下	その他	1以下	強調色	R、YR系	2	—	3以上	6以下	Y系	2	—	3以上	4以下	その他	2	—	3以上	2以下	推奨色	R、YR、Y系	2以上	2以下	その他	2以上
項目	色相	明度	彩度																																										
基調色	R、YR、Y系	2	—																																										
		3以上	4以下																																										
	その他	2	—																																										
		3以上	2以下																																										
推奨色	R、YR、Y系	2以上	2以下																																										
		その他	1以下																																										
	強調色	R、YR系	2	—																																									
			3以上	6以下																																									
Y系		2	—																																										
		3以上	4以下																																										
その他	2	—																																											
	3以上	2以下																																											
推奨色	R、YR、Y系	2以上	2以下																																										
	その他	2以上	1以下																																										
工作物		<ul style="list-style-type: none"> 塀、門、垣等は当該建築物及び周辺の景観と調和するよう配慮する。 屋外広告物は周辺の建築物や景観と調和するよう自然素材の使用や意匠の工夫を行うとともに、色彩については<u>建築物の色彩基準</u>に準拠する。また、<u>極度に強い光や点滅を伴うネオンサイン等の使用は避ける</u>こととする。 地上設置型の太陽光発電設備等は、<u>道路や西方寺普明閣等の近隣の視点場から望見できる場所への設置を原則禁止</u>とする。また、屋根等へ設置する太陽光パネル等についても、周辺の景観や西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮する。 																																											

※この他景観計画区域の基準に準拠すること。

※伝統的建造物群保存地区においては、竹原市伝統的建造物群保存地区保存条例の基準による。

【忠海市街地周辺地区】

忠海市街地周辺地区は、「歴史あるまちなみの保全と人々の住環境の確保を両立した景観形成」を目指しています。そこで、生活と伝統が融合した景観の保全と魅力ある景観の創出に資する独自の景観形成基準を上乘せして定めます。

事項		景観形成基準																																								
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>歴史あるまちなみと人々の生活が作り出す景観の保全に配慮した落ち着いた景観形成及び地区内の回遊性を高める魅力ある景観の創出</u>に努める。 																																								
建築物	①形態	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>黒滝山を見上げる眺望および黒滝山から見下ろす眺望</u>を阻害しないよう、<u>建築物の規模等に配慮</u>する。 ・ <u>建築物の高さは原則10m以下</u>とし、周辺に圧迫感を与えない形態とする。 																																								
	②意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>建築設備等は、道路から見えない場所に設置</u>すること。やむを得ず見える場所へ設置するときは、当該建築物と一体性が図られるよう工夫する。 ・ <u>建築物に設置する看板及び広告塔は、周辺の景観や黒滝山等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮</u>する。 																																								
	③色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次表に定める色彩基準を基本とし、周辺の建築物や景観に調和する落ち着いた色彩とするよう配慮する（色彩はP.53～P.54を参照）。 ・ <u>周辺景観との調和を図るため使用することが望ましい色彩を推奨色</u>として示す。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">基調色</td> <td rowspan="2">R、YR、Y系</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3以上</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">推奨色</td> <td rowspan="2">R、YR、Y系</td> <td rowspan="2">2以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">強調色</td> <td rowspan="2">R、YR系</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3以上</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">Y系</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3以上</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">推奨色</td> <td rowspan="2">R、YR、Y系</td> <td rowspan="2">2以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各色相の割合は1以上10以下とする。</p>	項目	色相	明度	彩度	基調色	R、YR、Y系	2	—	3以上	4以下	その他	2	—	3以上	2以下	推奨色	R、YR、Y系	2以上	2以下	1以下	強調色	R、YR系	2	—	3以上	6以下	Y系	2	—	3以上	4以下	その他	2	—	3以上	2以下	推奨色	R、YR、Y系	2以上	2以下
項目	色相	明度	彩度																																							
基調色	R、YR、Y系	2	—																																							
		3以上	4以下																																							
	その他	2	—																																							
		3以上	2以下																																							
推奨色	R、YR、Y系	2以上	2以下																																							
			1以下																																							
	強調色	R、YR系	2	—																																						
			3以上	6以下																																						
Y系		2	—																																							
		3以上	4以下																																							
その他	2	—																																								
	3以上	2以下																																								
推奨色	R、YR、Y系	2以上	2以下																																							
			1以下																																							
	工作物		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>屋外広告物は、周辺の景観や黒滝山等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮</u>する。 ・ <u>地上設置型の太陽光発電設備等は、道路や近隣の視点場から望見できる場所への設置を原則禁止</u>とする。 																																							

※この他景観計画区域の基準に準拠すること。

3 色彩基準

建築物または工作物に係る景観形成基準において、色彩については、JIS規格に採用されている「マンセル表色系」を用いて基準を定めます。マンセル表色系による色彩基準は特に景観に配慮すべき地区である重点地区について設定します。

(1) マンセル表色系と色彩基準の考え方

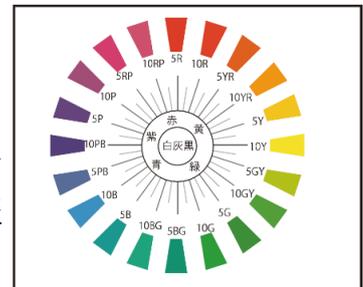
①マンセル表色系

マンセル表色とは、アメリカの美術家、アルバート・H・マンセル（1858～1918）が考案した色彩表現体系で、その数値を「マンセル値」と呼び、系統的に整理し記号化することで、その色がどんな色であるかを正確に表すことができます。

マンセル表色系では、色相（いろあい）・明度（あかるさ）・彩度（あざやかさ）のそれぞれ独立した色の性質（三属性）によってひとつの色を表現します。

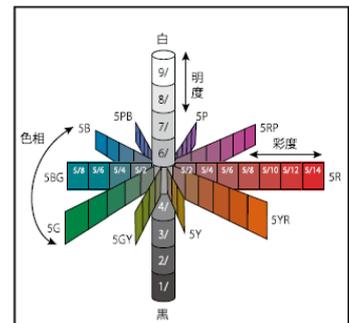
○色相（いろあい）

10種の基本色（赤・黄赤・黄・黄緑・緑・青緑・青・青紫・紫・赤紫）の頭文字（R・YR・Y・GY・G・BG・B・PB・P・RP）をとったアルファベットとその割合を示す0から10までの数字を組み合わせて、「10R」や「5Y」のように表記します。また、白、黒、グレー等は色相を持たずNと表記します。



○明度（あかるさ）

0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり、10に近くなります。実際には、最も明るい白で明度9.5程度、最も暗い黒で明度1.0程度です。



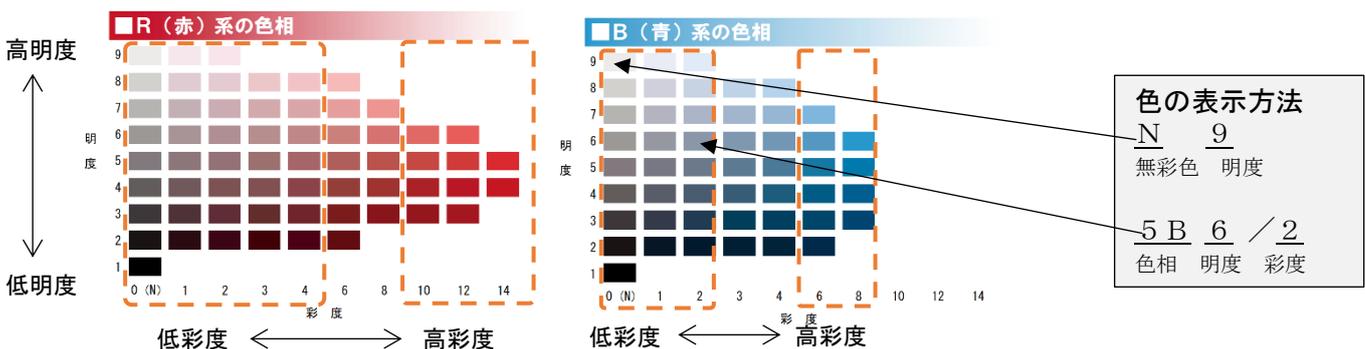
○彩度（あざやかさ）

0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレー等の無彩色（N）の彩度は0になります。

最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは14程度、青緑や青などは8程度です。色相によって彩度の最大値が異なるため、一概に「低彩度」、「高彩度」を数値によって分類することは困難です。そのため、本計画では、彩度幅を3分割し、低い方の概ね1/3を「低彩度」、高い方の概ね1/3を「高彩度」として定義します。

○マンセル値

色相、明度、彩度の3つの属性を組み合わせて表記する記号のことです。



②色彩基準における面積比の考え方

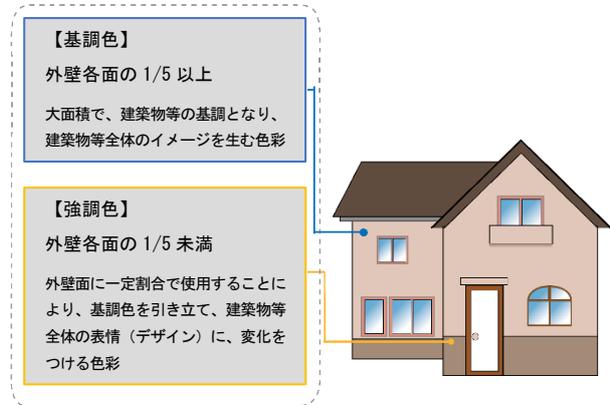
本計画では、建築物等の色彩について、外観における適切な面積配分を設け、マンセル値による色彩基準を設定することで、周辺の景観との調和を図ります。

○基調色

外壁各面の1/5以上は、基調色の基準に適合した色彩とします。

○強調色

外壁にアクセントを付ける場合は、外壁各面の1/5未満について、強調色の基準に適合した色彩を用いることができます。



③色彩基準の適用除外

良好な景観形成に貢献するなど、本計画の実現に資する次のような場合については、色彩基準によらないこととします。ただし、色彩基準の考え方や周辺の景観への影響を十分踏まえたものとする必要があります。

- 自然石や木材、漆喰や土壁等の自然素材、タイルやレンガ等を使用する場合で素地色または素地を見せての塗装をしたもの
- 社寺仏閣や文化財等の歴史資源、地域イメージの核となっておりランドマークの役割を果たしているもの
- その他、良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資するもの

このほか、工作物の色彩については、他の法令等で使用する色彩が定められているものは、色彩基準によらないこととします。

(2) 色彩基準

①竹原駅前周辺地区

■基調色

- ▶ 竹原駅前周辺地区は、地区の賑わいや魅力創出の観点から基準色（使用可能な範囲）を設定しません。
- ▶ 既存のノスタルジックな景観を維持するため、既存建築物の色彩を基本とした推奨色を設定します。ただし、重厚な印象を与える色彩は地区のイメージに合わないため、明度2は推奨色から除くこととします。
- ▶ 賑わいをイメージできる暖色（赤・黄赤・黄）系統は中彩度の6まで、その他の色相は既存のノスタルジックな景観に配慮するため低彩度の2までを設定します。



※彩度0（白、黒、グレー等の無彩色(N)）は明度の基準なしとする。

■強調色

竹原駅前周辺地区は、地区の賑わいや魅力創出の観点から強調色の基準は設定しません。ただし、基調色に示す推奨色を超えた色彩を使用する場合は周辺のノスタルジックなまちなみ景観と調和するよう配慮します。

②竹原シンボルロード周辺地区

■基調色

- 竹原シンボルロード周辺地区は、地区の賑わいや魅力と活力向上の観点から基準色（使用可能な範囲）を設定しません。
- シンボルロード沿道の活力ある景観を維持・拡大するため、既存建築物の色彩を基本として推奨色を設定します。ただし、重厚な印象を与える色彩は地区のイメージに合わないため、明度2は推奨色から除くこととします。
- 賑わいをイメージできる暖色（赤・黄赤・黄）系統は中彩度の6まで、その他の色相は町並み保存地区及びその周辺と調和した伝統的な景観に配慮するため低彩度の2までを設定します。



※彩度0（白、黒、グレー等の無彩色(N)）は明度の基準なしとする。

■強調色

竹原シンボルロード周辺地区は、地区の賑わいや魅力と活力向上の観点から強調色の基準は設定しません。ただし、基調色に示す推奨色の基準を超えた色彩を用いる場合は周辺のまちなみと調和するよう配慮します。

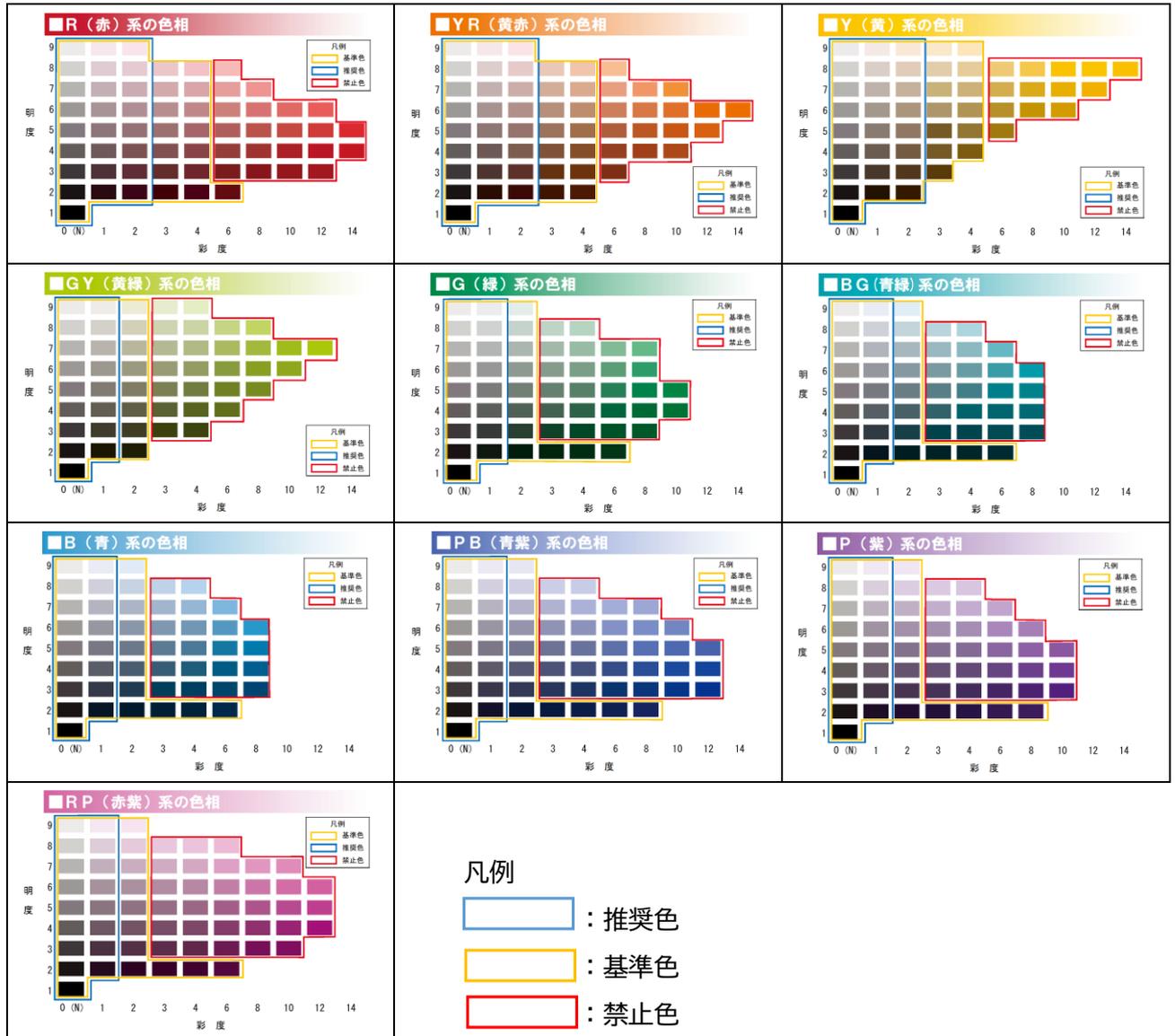
■配慮事項

西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観を保全するため、建築物又は工作物について、高さ13mを超える部分は、町並み保存地区周辺地区の色彩基準に準拠します。

③町並み保存地区周辺地区

■基調色

- ▶ 町並み保存地区周辺地区は、無彩色（N）及び低彩度の色彩により美しい歴史的景観を形成しています。引き続き、これらの歴史ある景観を維持していくため、既存建築物の色彩を基本として基準色（使用可能な範囲）を設定します。また、基準色を超える色彩は禁止色とします。
- ▶ ただし、明度2の色彩に関しては、地区の重厚なイメージと調和するため、彩度に関わらず基準色として設定します。
- ▶ 町並み保存地区と連続した歴史ある景観形成を図るため、推奨色として落ち着いた印象を与える低彩度（赤・黄赤・黄は2以下、その他は1以下）を設定します。



■強調色

- ▶ 既存建築物等に多く使われている色彩を基本として赤・黄赤系統は彩度6以下、黄系統は彩度4以下、その他の色相は彩度2以下を基準色として設定します。また、基準色を超える色彩は禁止色として設定します。
- ▶ ただし、明度2の色彩に関しては、地区の重厚なイメージと調和するため、彩度に関わらず基準色として設定します。
- ▶ 町並み保存地区と連続した歴史ある景観形成を図るため、基調色同様、推奨色として低彩度（赤・黄赤・黄は2以下、その他は1以下）を設定します。



④忠海市街地周辺地区

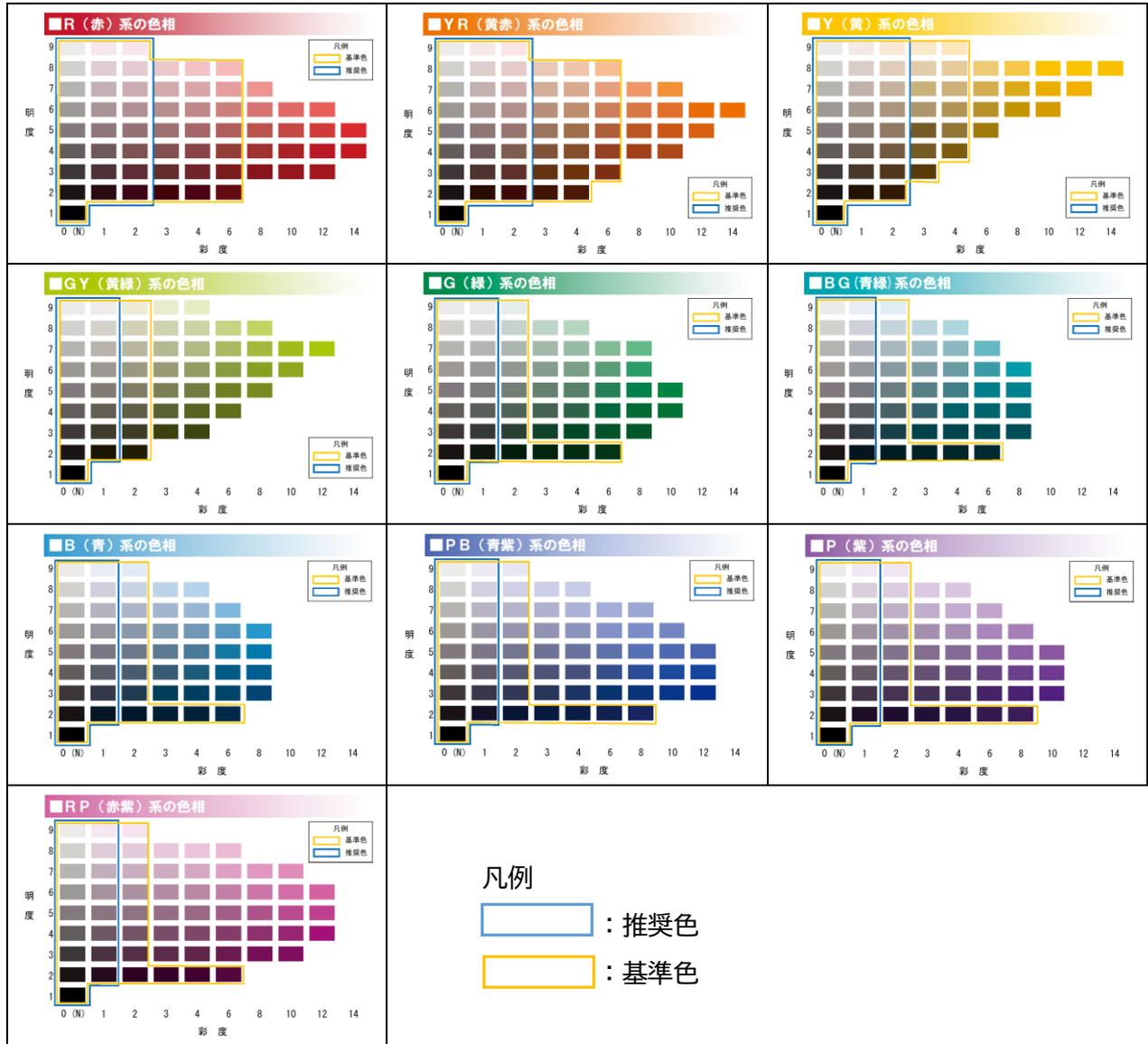
■基調色

- 忠海市街地周辺地区は、古い町家や神社仏閣などの歴史的な資源が多く点在しており、落ち着いた景観を形成しています。引き続き、これらの落ち着いた景観を維持していくため、既存建築物の色彩を基本として基準色（使用可能な範囲）を設定します。ただし、明度2の色彩に関しては、地区の重厚なイメージと調和するため、彩度に関わらず基準色として設定します。
- 本地区の歴史的な景観の維持と魅力ある景観の創出のため、推奨色として落ち着いた印象を与える低彩度（赤・黄赤・黄は2以下、その他は1以下）を設定します。



■強調色

- ▶ 既存建築物等に多く使われている色彩を基本として赤・黄赤系統は彩度6以下、黄系統は彩度4以下、その他の色相は彩度2以下を基準色として設定します。ただし、明度2の色彩に関しては、地区の重厚なイメージと調和するため、彩度に関わらず基準色として設定します。
- ▶ 推奨色は、基調色同様、落ち着いた景観を維持していくため低彩度（赤・黄赤・黄は2以下、その他は1以下）を設定します。



4 屋外広告物の表示及び設置

屋外広告物は、屋外広告物法により、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置、維持及び屋外広告業について必要な規制の基準が示されています。

本計画では、屋外広告物が景観を構成する重要な要素の一つであることから、「広島県屋外広告物条例」に準拠しつつ、地域特性を考慮した屋外広告物の表示及び掲出に関する適正な規制・誘導を図るための基本方針を設定します。

(1) 基本的な考え方

屋外広告物は、駅前商店街や国道432号沿道などにおける賑わいのある雰囲気づくりに寄与する一方、大規模な広告物や派手な色彩の広告物が景観を悪化させる要因となることもあります。そのため、屋外広告物の表示・掲出について一定の制限を行うことで、賑わいのある雰囲気づくりと良好な景観形成の両立を図ることとします。

特に、本計画における重点地区のうち、町並み保存地区やその周辺など、良好な景観の保全を図る必要性が高い地域においては、地域の景観の特色や眺望景観が阻害されないよう適切な制限を行うこととします。

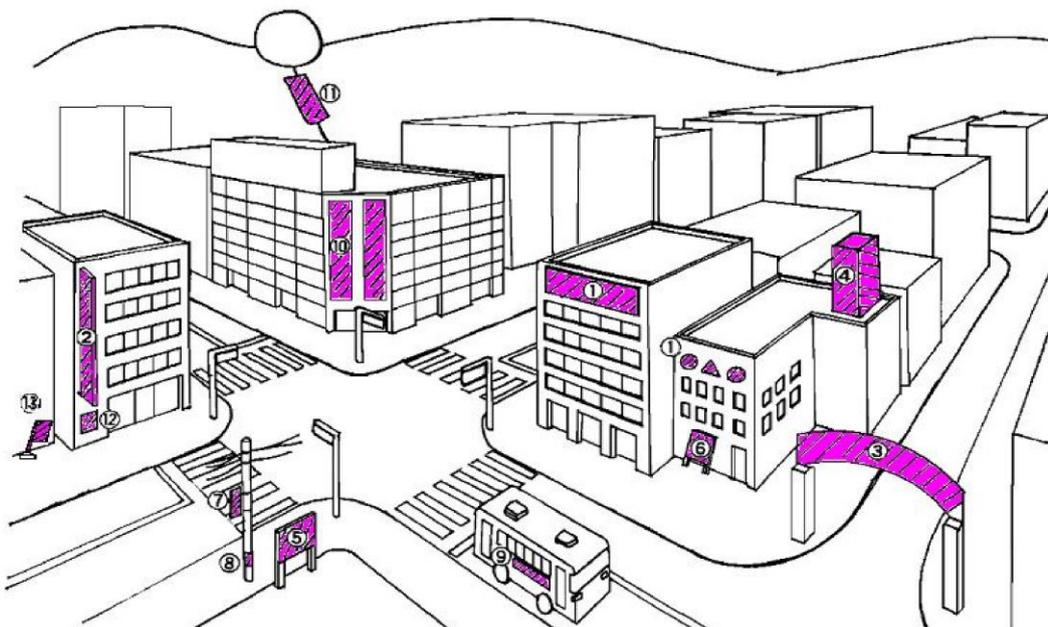
(2) 対象とする屋外広告物

本計画で対象とする屋外広告物は、屋外広告物法第2条第1項に規定されるものとします。

屋外広告物法第2条第1項

この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

屋外広告物の種類 (イメージ図)



- ①壁面広告
- ②突出し看板
- ③アーチ看板
- ④屋上広告塔
- ⑤掲示板
- ⑥立看板
- ⑦電柱広告
(添加広告)
- ⑧電柱広告
(巻き付け広告)
- ⑨バス広告
- ⑩懸垂幕
- ⑪気球広告
(アドバルーン)
- ⑫はり紙
- ⑬のぼり旗

出典：広島県

(3) 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する基本方針

■景観計画区域

	基本方針
景観計画区域 (市全域)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性や周辺の景観を考慮し、過度な表現による不調和又は著しい違和感を生じないように配慮する。 ・建築物等に設置する看板、広告塔などは、必要最小限度の大きさ、設置個数にとどめる。 ・建築物又は工作物に附属する場合は、当該建築物又は工作物との調和を図る。 ・基調となる色彩は落ち着いたある色調を用いるよう努め、原則として彩度の高い色の使用は避ける。また、蛍光色はできるだけ避ける。

■重点地区

	基本方針
竹原駅前周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・統一感のある景観を創出するため、屋外広告物の位置、形状、高さ、表示面の大きさ、意匠、照明などを工夫する。
竹原シンボルロード 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・西方寺普明閣からの眺望景観を阻害することのないよう彩度の高い色の使用は避けるように努める。
町並み保存地区 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・町並み保存地区との連続性を確保するため、彩度の高い色の使用、極度に強い光を放つ映像表示型看板や激しい点滅を伴う照明装置等の使用は避けるように努める。
忠海市街地周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・黒滝山をはじめとする展望地からの眺望景観を阻害することのないよう彩度の高い色の使用、極度に強い光を放つ映像表示型看板や激しい点滅を伴う照明装置等の使用は避けるように努める。